

番号	1
項目	<p>幼稚園・保育所・地域で、同和・人権保育を確立するために、「なにわ人権教育ネットワーク」が果たしてきた役割とその成果について、こども青少年局としての認識を明らかにされたい。また、今後も引き続き「なにわ人権教育ネットワーク」との協議を行うとともに、支援・協力を図られたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「なにわ人権教育ネットワーク」は、浪速区内の学校・保育所・保護者・地域が密接に連携し、同和教育をはじめとする人権教育・啓発の推進に向けて、さまざまな取組みを提案し、実現してこられました。これらの活動は、浪速区の子どもはもとより、広く区民全体への人権教育・啓発を推進してこられましたものであると認識しています。</p> <p>こども青少年局としましては、「大阪市人権行政推進計画」、「令和6年度こども青少年局運営方針」に示しておりますとおり、大阪が有する多種多様な社会資源や豊かな文化的資産、多彩な人物などの貴重な財産を生かし、こどもを支える取組み等を進めるにあたり、地域との連携は非常に重要なことと考えております。</p> <p>行政、市民がそれぞれの役割を自覚しつつ協働して人権教育・啓発を継続的に推進し「人権を尊重した社会」づくりを行っていく意味でも、今後も引き続き協議をしてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165 こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345</p>

番号	2
項目	<p>1965年8月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和対策審議会の答申が出された。そして、2016年12月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定された。このことから、これまで多くの保育・教育現場で取り組まれてきた同和保育・同和教育の取り組みについて、こども青少年局としての認識を述べられたい。また、今後の同和保育・教育の推進について、こども青少年局の方針と具体的方策を述べられたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい、内容など保育の実施に関わる事項について国が定めた「保育所保育指針」では、第1章総則において、保育所の社会的責任として、「子どもの人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重する」と示されています。</p> <p>本市としましても、いろいろな人と共に生活する中で、それぞれ違いがあることを知り、それぞれが個性を發揮し、お互いを認め合い、学びあいながら人権を大切にする心を育てることが大切だと考えております。</p> <p>本市公立保育所では、上記のことを踏まえながら、これまで保育を実施してまいりましたが、今後も引き続き、子どもの最善の利益を考え、人権を尊重する保育を進めていけるよう、保育の質の向上を目指し、取り組んでまいります。</p> <p>また、一人ひとりを大切にする教育・保育の実現に向けて、民間保育施設を含む本市内就学前施設の職員を対象として、保育・幼児教育センターにおいて人権保育に関する研修を含めた各種の研修を実施しており、保育の質の向上に引き続き取り組んでまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345</p> <p>こども青少年局保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173</p>

番号	3
項目	<p>大阪市における虐待等の相談件数は年々増加しており、一時保護所の入所児童数も定員を上回っている状況にある。児童虐待等の早期発見・早期対応を図る意味でも、こども相談センターの早期増設と児童等の受け入れ態勢の強化のために指導員をはじめとするセンター職員の増員が必要である。また、地域民生委員や児童委員をはじめとする各種関係団体との連携が欠かせないと考えるが、こども青少年局の見解と具体的方策を述べられたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>こども相談センター（児童相談所）では、従前より児童虐待相談をはじめとする児童相談件数の増加や複雑化している相談に対応するため、児童福祉司の増員に取り組んでおり、児童虐待対応や法的対応など相談体制の強化を図ってまいりました。</p> <p>児童福祉法の改正により、平成28年に児童福祉司の配置基準が明確化されたことなどを受け、平成29年から計画的な採用を行い児童福祉司・児童心理司の増員に取り組むとともに、資質向上のための研修を行うなど専門性の強化に取り組んでおります。</p> <p>また、より丁寧なケース検討や迅速な意思決定など効果的な事業実施を行う観点から児童相談所を複数設置することとし、これまで、平成28年10月に2か所目の児童相談所を市内南部（平野区）に開設、令和3年4月に3か所目の児童相談所を市内北部（東淀川区）に開設し、現在は令和8年度中の開設に向け、市内東部（鶴見区）に4か所目の児童相談所の設置を進めています。</p> <p>民生委員・児童委員をはじめとする関係機関との連携については、児童虐待等の早期発見・早期対応を図るために必要不可欠であると認識しています。</p> <p>各区要保護児童対策地域協議会において、民生委員・児童委員の皆様や、警察署、消防署、保育所、学校等の関係機関にご参画いただき、情報を共有しながら、具体的な支援方針について協議し、必要な支援に努めるとともに、こども相談センター（児童相談所）・各区子育て支援室・警察との合同専門研修会の開催や、保育所等の保育者向け啓発リーフレットの作成・配布などを通じて、関係機関との連携強化に取り組んでおります。</p> <p>今後も、各自治体間や関係機関との連携強化や情報共有の徹底を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p> <p>こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策 電話：06-6208-8032</p>

番号	4
項目	<p>大阪市では、「大阪市子どもサポートネット」事業を、2021年度より全市で行っている。これらの成果と課題を述べられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「大阪市子どもサポートネット」事業については、7区によるモデル実施を経て、令和2年度から全区で実施しています。</p> <p>複合的な課題等により対応が難しいケースが多くみられる中、粘り強く支援対象者に対して働きかけ等を行い、令和5年度においては、スクリーニングにより発見した3,608人の課題がある児童・生徒のうち、3,563人にアウトリーチを行うことができ、そのうち3,442人を必要な支援先に繋げた結果、1,268人について、解決または好転が見られたところ です。</p> <p>本事業における主な課題としては、学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用などにつながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られないということがあります。また、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、子どもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。そのため、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行えるよう検討し、一人でも多くの児童・生徒や子育て世帯が必要な支援先の利用につながるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>子ども青少年局企画部企画課子どもの貧困対策推進グループ 電話：06-6208-8153</p>

番号	5
項目	<p>家庭の経済状況など、生活困窮による子どもの貧困は、子どもの成長に大きな影響を及ぼす。子どもの貧困に対するこども青少年局の認識と貧困解消のための具体的方策を述べられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、こどもの貧困対策に取り組むこととしています。</p> <p>こどもの貧困対策は、子育て・教育・福祉・健康・就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携し、こどもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、局横断的に取組みを進めるべく、市長を本部長とした「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置（平成28年2月26日）し、全庁的に取組を進めるための体制を整えてきたところです。</p> <p>平成28年度には「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、実態調査で確認された課題に対し、市を挙げてこどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的に取りまとめた「大阪市こどもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）」を平成30年3月に策定し、計画に基づき、各区・各局において、こどもの貧困対策に取り組む、計画に定めた28の指標の数値変化により、こどもの貧困対策関連事業の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ることとしています。</p> <p>なお、現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、令和5年度に改めて「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。今後、実態調査の結果や、各区・各局におけるこどもの貧困対策の取組効果の検証結果をもとに令和6年度中に次期計画を策定し、令和7年度以降も引き続き、社会全体でこどもの貧困の解消に向けた取組を進めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局企画部企画課こどもの貧困対策推進グループ 電話：06-6208-8153</p>

番号	6
項目	<p>幼稚園や保育所に勤務する管理職をはじめ新規採用教職員や経験の浅い教職員に対して、人権感覚を身につけるための研修は重要である。管理職をはじめすべての教職員や、いきいき活動指導員など外部委託をしている事業者に対して、同和保育・教育を中心とした人権研修を積極的に行い、すべての職員に対する人権意識の向上を図るべきと考えるが、こども青少年局の認識を述べられたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>保育を行ううえで、保育士の人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の正しい理解・認識を深めるため、人権研修は重要であり、保育士職員を含む局内の職員が人権に関する知識を身につけ、人権感覚を醸成していくため、管理職をはじめ全職員に向けた人権研修を毎年実施しています。また、保育所に勤務する保育士を対象として、所長研修、主任保育士研修、新規採用者研修など、職務経験や職責に応じた各種研修も実施しており、さまざまな人権課題についての認識を深めることができるよう努めています。</p> <p>民間保育施設を含む本市内就学前施設の職員を対象とした研修については、保育・幼児教育センターにて、人権研修を実施しており、民間保育施設の保育士等に受講していただいています。</p> <p>今後も、職員の人権感覚を醸成していくため、人権研修の推進に努めてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局企画部総務課 電話：06-6208-8637</p> <p>こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345</p> <p>こども青少年局保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173</p>

番号	6
項目	<p>幼稚園や保育所に勤務する管理職をはじめ新規採用教職員や経験の浅い教職員に対して、人権感覚を身につけるための研修は重要である。管理職をはじめすべての教職員や、<u>いきいき活動指導員など外部委託をしている事業者に対して、同和保育・教育を中心とした人権研修を積極的に行い、すべての職員に対する人権意識の向上を図るべきと考えるが、こども青少年局の認識を述べられたい。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>※下線部について回答</p> <p>「児童いきいき放課後事業」については、市内に居住する全ての児童を対象に、市内の市立小学校全てにおいて、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な遊び場・居場所を提供しております。</p> <p>本事業の運営・管理については、事業者へ委託していることから、事業者がこどもの人権等に関する研修を実施しており、活動室職員等に受講していただいています。活動室職員等の人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の正しい理解・認識を深めるため人権研修は重要であることから、事業者が行う研修で使う教材について本市からも提供するなど、今後も職員の人権感覚を醸成していくため、人権研修の推進に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ 電話：06-6684-9573</p>

番号	7
項目	<p>大阪市では、市政改革により保育所・幼稚園の統廃合及び民営化がすすめられているが、市立保育所・市立幼稚園が果たしている幼児教育の役割は非常に重要であると考えられる。このことについて、こども青少年局の認識と今後の方向性について述べられたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>【共通事項】</p> <p>平成 27 年 3 月に、市内の全ての就学前施設における教育・保育の充実を図ることを目的に、就学前施設の教職員が、子どもたちの育ちを見据えた関わりや働きかけをする際に参考にできるように「就学前教育カリキュラム」を作成しました。全ての市立幼稚園・公立保育所においては、本カリキュラムに基づいた実践を行っています。</p> <p>平成 31 年 3 月には「就学前教育カリキュラム」を改訂し、内容を充実させるとともに参考事例集を分冊で作成し、市内のすべての就学前施設に配付して活用いただいているところではあります。</p> <p>今後も、関係機関と連携協力しながら、「就学前教育カリキュラム」を市内の幼稚園、保育所、認定こども園などの就学前施設や保護者等に周知し、本市の幼児教育・保育の充実を図ります。</p> <p>【公立保育所について】</p> <p>公立保育所については、民間移管・委託先法人の選定において、保護者から引き継ぎを希望する保育内容をアンケートにより聴取し、その結果を踏まえて法人選定を行うとともに、法人が選定された後に、民営化前に 1 年間かけて、これまで公立保育所で培ってきた保育が継承されるよう、引継ぎ・共同保育を実施してきたところではあります。</p> <p>今後とも、確実に保育が継承されるよう引継ぎ・共同保育を実施してまいります。</p> <p>【幼稚園について】</p> <p>「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。</p>
担当	<p>こども青少年局保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173 こども青少年局幼保施策部保育所運営課</p>

電話：06-6684-9109

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ

電話：06-6208-8165

番号	8
項目	<p>幼児を事件・事故・虐待などから守るために、幼稚園・保育所・地域・警察・行政機関が連携し、緊密に連絡を取り合えるようなバックアップ体制が必要と考えるが、こども青少年局の認識と具体的方策を述べられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>幼児を虐待などから守るためには、幼稚園・保育所・地域・警察・行政機関等が一体となり、より緊密に連携し、連絡を取り合う体制が重要であると認識しております。</p> <p>児童虐待の防止と早期発見・早期対応に向け、通告・相談先として児童虐待ホットラインおよび各区の子育て支援室の周知に努めるとともに、各区要保護児童対策地域協議会において、こども相談センターと区子育て支援室との緊密な連携のみならず、各区における地域のさまざまな関係機関と情報を共有しながら、具体的な支援方針について協議するなど、役割分担を行い必要な支援に努めております。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会代表者会議においては、幼稚園・保育所の代表者、地域の代表である民生委員・児童委員の皆様や、警察署、消防署にもご参画いただき、地域ぐるみで子どもたちを育み守るさまざまな方策について検討いただいております。</p> <p>今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関が更なる連携を深め、体制強化に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策 電話 06-6208-8032 中央こども相談センター 電話 06-4301-3100</p>

番号	9
項目	<p>たんの吸引や人口呼吸器、胃ろうといった医療ケアが必要な子どもたちを支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律法」が、2021年9月18日に施行された。医療的ケア児の保育・教育を保障するために、医療的ケア児のいる幼稚園に看護師を配置すべきと考えるが、こども青少年局の見解を求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>市立幼稚園における看護師の配置に関しては、教育委員会事務局の管轄となります。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165</p>

番号	10
項目	市立幼稚園には、支援を要する園児が多く在席しているが、園児を支援する教員等があまりに少なく、十分な保育が受けられない状況にある。各園において園児を支援するための介助サポーターの増員を図るとともに勤務日数を大幅に増やすこと。
<p>(回答)</p> <p>市立幼稚園の障害児介助サポーター事業につきましては、特別な配慮を要する幼児について、特別支援担当職員（支援担当講師）に加え、各園の状況を考慮し幼稚園介助サポーターの配置を行っております。</p> <p>市立幼稚園においては、配慮を要する幼児の在籍数は増加傾向にあることから、引き続きこども青少年局と教育委員会とが連携し、各園の状況に応じ可能な限り幼稚園介助サポーターの配置及び日数の確保に努めてまいります。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	11
項目	浪速区では、外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。それに伴い現場では、母語や文化の違いによる課題が発生している。これについて、こども青少年局の認識と具体的対策について明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>外国にルーツを持つ児童及び保護者が増加傾向にある中で、保護者等とのコミュニケーションを円滑に行うため、公立保育所においては、外国語翻訳機の購入や通訳派遣の導入など、通訳環境の整備を行っています。また、文化の違いについて、挨拶や歌を保育の中に取り入れ、外国の文化に触れる機会を作っています。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	11
項目	浪速区では、外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。それに伴い現場では、母語や文化の違いによる課題が発生している。これについて、こども青少年局の認識と具体的対策について明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>各区子ども・子育てプラザ及び男女共同参画センター子育て活動支援館では、日本語を母国語としない外国にルーツを持つ子育て世帯のコミュニケーションを円滑に行うため、令和2年度より外国語翻訳機（ポケトーク）を導入しています。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ 電話：6208-8112

番号	11
項目	浪速区では、外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。それに伴い現場では、母語や文化の違いによる課題が発生している。これについて、こども青少年局の認識と具体的対策について明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>すべてのこどもが人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会を実現することが重要であると考えています。</p>	
担当	こども青少年局企画部企画課 電話：06-6208-8639

番号	11
項目	浪速区では、外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。それに伴い現場では、母語や文化の違いによる課題が発生している。これについて、こども青少年局の認識と <u>具体的対策</u> について明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>※下線部について回答</p> <p>市立幼稚園では、令和3年度より教育委員会事務局と連携し、希望する園に対して通訳派遣を行っております。</p> <p>またあわせて、全幼稚園に外国語翻訳機を導入するなど、幼稚園現場における母語の違いによる課題に対応しております。</p> <p>保育所等につきましては、外国につながる児童及び保護者とのコミュニケーションを円滑に行うため、翻訳機購入のための補助制度を実施しているところです。</p> <p>また、現在保育人材確保対策として、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を清掃業務や給食の配膳などの保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助する「保育体制強化事業」を実施しており、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳についても周辺業務とすることができます。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165</p> <p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課企画調整グループ 電話：06-6208-8031</p>

番号	12
項目	母語が日本語でない子どもや保護者については、適切な支援や関係機関に繋げるなどの配慮が必要であると考えるが、こども青少年局の認識と具体的対策を述べられたい。
<p>(回答)</p> <p>各区子ども・子育てプラザ及び男女共同参画センター子育て活動支援館では、日本語を母国語としない外国にルーツを持つ子育て世帯のコミュニケーションを円滑に行うため、令和2年度より外国語翻訳機（ポケトーク）を導入しています。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ 電話：6208-8112

番号	12
項目	母語が日本語でない子どもや保護者については、適切な支援や関係機関に繋げるなどの配慮が必要であると考えているが、こども青少年局の認識と <u>具体的方策</u> を述べられたい。
<p>(回答)</p> <p>※下線部について回答</p> <p>市立幼稚園では、令和3年度より教育委員会事務局と連携し、希望する園に対して通訳派遣を行っております。</p> <p>またあわせて、全幼稚園に外国語翻訳機を導入するなど、幼稚園現場における母語の違いによる課題に対応しております。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	12
項目	<p>母語が日本語でない子どもや保護者については、適切な支援や関係機関につなげるなどの配慮が必要であると考えているが、こども青少年局の認識と具体的方策を述べられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>公立保育所においては、母語が日本語でない子どもや保護者等とのコミュニケーションを円滑に行うため、外国語翻訳機の購入や通訳派遣の導入などの通訳環境を整備し、適切な支援を行っています。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345</p>

番号	12
項目	母語が日本語でない子どもや保護者については、適切な支援や関係機関に繋げるなどの配慮が必要であると考えているが、こども青少年局の認識と具体的方策を述べられたい。
<p>(回答)</p> <p>すべてのこどもが人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会を実現することが重要であると考えています。</p>	
担当	こども青少年局企画部企画課 電話：06-6208-8639

番号	13
項目	<p>近年では想定外の災害が発生しているが、幼稚園や保育所において子どもたちが安全に避難できる計画は確立されているのか、また、災害時には地域との連携が必要と考えるが、こども青少年局としての見解を述べられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>保育所は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省第159号）」において、保育所等については令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を施設ごとに策定することを義務付けることとされ、安全計画内の各年度における年間スケジュールにおいて、安全点検や避難訓練の計画を定めています。また災害時には、地域の特性に応じた避難所へ避難することも想定しており、年に数回、地域と連携した訓練を行っています。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345</p>

番号	13
項目	<p>近年では想定外の災害が発生しているが、幼稚園や保育所において子どもたちが安全に避難できる計画は確立されているのか、また、災害時には地域との連携が必要と考えるが、こども青少年局としての見解を述べられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>(民間保育所部分)</p> <p>保育所における安全に避難できる計画の策定については、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第6条第1項において、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならないと規定されており、第6条第2項では、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないと規定されています。</p> <p>また、保育所保育指針においても同様に、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルの作成、定期的な避難訓練の実施などが示されています。</p> <p>こども青少年局としましては、災害時対応ガイドライン及び防災マニュアル作成の手引きを作成し、民間保育所に対して周知するとともに、マニュアルや避難訓練の実施の有無を確認しております。</p> <p>災害時の地域との連携についても保育所保育指針において、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること、避難訓練については地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫することと示されていることから、こども青少年局としましては、地域との連携は必要であると考えており、引き続き周知してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課企画調整グループ 電話：06-6208-8031</p>

番号	14
項目	3歳児保育を全園で実施すること。
<p>(回答)</p> <p>市立幼稚園における3歳児保育につきましては、平成4年度より3歳児保育研究園として3園でスタートし、現在では51園中32園で実施しております。</p> <p>今後とも、市民のニーズや地域の実情及び施設の構造を勘案し、私立幼稚園等の状況も鑑みながら、検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	15
項目	預かり保育のための介助指導員や一時預かり指導員の増員や拡充を行うこと。
	<p>(回答)</p> <p>一時預かり事業については、市立幼稚園在園児童数の減少に伴い、一時預かり利用者は減少しているものの、今後も業務負担の軽減や、国基準に基づく指導員の適切な配置等に努めてまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ</p> <p>電話：06-6208-8165</p>

番号	16
項目	すべての市立幼稚園に更衣室及び休養室を設置すること。
<p>(回答)</p> <p>休養室・更衣室の設置につきましては、財源確保等の問題もあり困難な状況となっておりますが、引き続き必要性を精査してまいりたいと考えております。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	17
項目	市政改革による市立幼稚園の民営化を行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165